

## 滋賀県環境学習推進計画の改定について

## 1 環境学習推進計画について

## (1) 策定根拠

滋賀県環境学習の推進に関する条例 第6条

- 第6条 知事は、環境学習の体系的、総合的および効果的な推進を図るため、環境学習の推進に関する計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。
- 2 計画には、環境学習の推進に関する長期的な目標、各主体の取組、施策の方向その他必要な事項について定めるものとする。
  - 3 知事は、計画を策定するに当たっては、その基本的事項について、あらかじめ県民等の意見を聴かなければならない。
  - 4 知事は、計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
  - 5 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

## (2) 策定経緯

H15.10 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律施行

H16.4 滋賀県環境学習の推進に関する条例施行

H16.10 滋賀県環境学習推進計画策定

- ・ 平成16年度から平成22年度を計画期間とし、平成19年度までの施策の展開方向を規定

H20.3 滋賀県環境学習推進計画改定(中間見直し)

- ・ 中間見直しとの位置づけで改定を行い、平成20年度から平成22年度までの施策の展開方向を規定
- ・ 「環境学習の現状と課題」に地球温暖化問題等への県民意識の高まりを反映した修正
- ・ 「基本的な視点」に「環境問題の一人称化」「国際的な視野」などを追加
- ・ 「各主体に期待される展開方向」に取組の例を追加
- ・ 「協働による推進」に県・市町の役割分担を明記。環境学習関連機関、団体等との連携を追加。

## 2 改定にあたって

### (1) 改定の理由

- ① 現行計画は平成22年度までの計画となっている。
- ② 市町レベルで環境学習への取組の広がりが見られるほか、NPO活動においても多くの環境学習が実施されるなど、実施主体の広がりが見られてきた。
- ③ 一方で、学校では総合的な学習の時間が削られるなど、環境学習に取り組む時間の確保が難しくなっており、こういった状況に応じた新たな施策や重点取組を計画に盛り込む必要がある。

### (2) 今回の改定の考え方 <基本的な考え方>

- ア 県の重点的取組を明確にする。
- イ 基本的な考え方は継承し、項目や構成を整理する。
- ウ 現行計画の基本目標「持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる人づくり」を継承する。
- エ 改定後の計画は、平成23年度から平成25年度までの3年間の計画とする。
- オ 評価の仕組みを加える
- カ 第三次滋賀県環境総合計画との整合を図る。

#### <第三次滋賀県環境総合計画における環境学習のポイント>

- ・「低炭素社会の実現」に向けて  
自らの課題として地球温暖化問題をとらえられるよう、地球温暖化への理解と認識を深めて、環境教育・環境学習を推進
- ・「琵琶湖環境の再生」に向けて  
琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境、地域固有の伝統文化や歴史などの素材、地域の人材を活かした環境教育・環境学習を推進

## 3 改定スケジュール

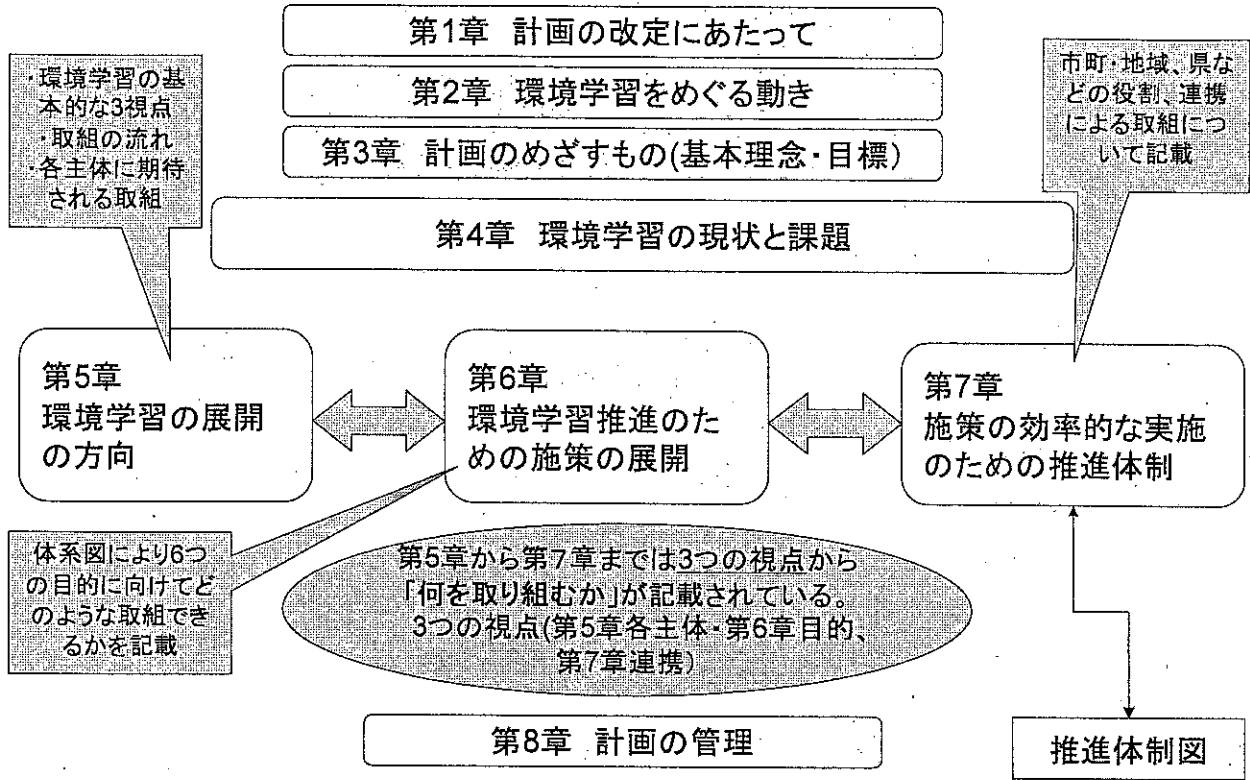
- |     |                                      |
|-----|--------------------------------------|
| 9月  | 環境審議会に諮問<br>環境企画部会の開催（詳細議論は小委員会を設ける） |
| 10月 | 小委員会1回目開催                            |
| 11月 | 小委員会2回目開催                            |
| 12月 | 環境企画部会の開催(答申案を審議)<br>環境審議会から答申       |
| 1月～ | 県民政策コメントを実施                          |
| 3月  | 計画策定                                 |

## 滋賀県環境学習推進計画の構成(案)

現行計画		改定計画案		備考
第1章	計画の改定にあたって 1 計画の改定の趣旨 2 計画の性格 3 計画の期間	第1章 	計画の基本事項  計画の改定の趣旨、性格、期間 計画の構成内容 環境学習をめぐる動き	第1章と第2章を整理
第2章	環境学習をめぐる動き 1 世界の動き 2 国の動き 3 滋賀県の動き		※現行計画の第2章環境学習を巡る動きを第1章に入れる	
第3章	計画のめざすもの 1 基本理念 (1)すべての県民が取り組む (2)あらゆる分野を対象とする (3)生涯にわたって段階的・継続的に取り組む (4)体験の重要性を認識する (5)地域に根ざし、地域の特徴を生かす (6)地球全体の環境への理解とその関わりについての意識を持つ  2 基本目標 『持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる人づくり』	第2章	計画のめざすもの 1 基本理念 (1)すべての県民が取り組む (2)あらゆる分野を対象とする (3)生涯にわたって段階的・継続的に取り組む (4)体験の重要性を認識する (5)地域に根ざし、地域の特徴を生かす (6)地球全体の環境への理解とその関わりについての意識を持つ  2 基本目標 『持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる人づくり』	条例の要求項目であり、大きな変更はなし
第4章	環境学習の現状と課題	第3章	環境学習の現状と課題  ※重複している項目を整理 ※環境学習センターの取組、市町や教育現場の意見も取り入れ、修正・追加を行う	
第5章	環境学習の展開方向 1 基本的な視点 (1)語り合い、行動につながる環境学習の推進 (2)子どもたちがいきいきと輝く環境学習の推進 (3)まちづくりの基盤となる環境学習の推進  2 取組の流れ  3 各主体に期待される展開方向 (1)県民(個人) (2)NPO・地域団体等 (3)学校等 (4)事業者 (5)行政	第4章	環境学習の展開方向 1 基本的な視点 (1)語り合い、行動につながる環境学習の推進 (2)子どもたちがいきいきと輝く環境学習の推進 (3)まちづくりの基盤となる環境学習の推進  2 取組の流れ(世代別)  3 各主体に期待される展開方向 (1)県民(個人) (2)NPO・地域団体等 (3)学校等 (4)事業者 (5)行政	・「3各主体に期待される展開方向」については、「現状と課題」に関連づけて、各主体がどのような環境学習を展開していけば良いかを明確にする。  ・現行計画の第6章施策別(目的別)の展開についてをこの第4章に一つにまとめる。
第6章	環境学習推進のための施策の展開 1 人材発掘・育成および活用 2 環境学習プログラムの整備および活用 3 場や機会づくり 4 情報の提供 5 連携・協力のしくみづくり 6 取組への気運を高める普及啓発		4 施策の展開方向 (1)人材発掘・育成および活用 (2)環境学習プログラムの整備および活用 (3)場や機会づくり (4)情報の提供 (5)連携・協力のしくみづくり (6)取組への気運を高める普及啓発	

		第5章	<p>重点的取組について</p> <p>①<u>温暖化対策に関連した環境学習の推進</u>  (例) みるエコおうみの普及、学校での省エネ見える化、温暖化防止推進員の活動強化、新エネルギーの学習推進など</p> <p>②<u>地域との関わりを持った子どもの自然体験学習の充実</u>  (例) うみのこ・やまのこ・たんぼのこの普及、エコスクールの普及(教育委員会との連携)</p>	<p>【今回新規追加項目】  第三次滋賀県環境総合計画やマザーレイク21計画の考え方を踏まえ、県がこの3年間で重点的に取り組む内容を示す。</p>
第7章	<p>施策の効果的な実施のための推進体制</p> <p>1 滋賀県環境学習支援センターの運営  2 施策の総合的な展開  3 協働による推進  (1) 県民・事業者・NPO・地域団体等との協働  (2) 市町との連携  (3) 環境学習関連機関・団体等との連携  (4) 国および他の都道府県との連携  4 県の率先行動</p>	第6章	<p>施策の効果的な実施のための推進体制</p> <p>1 滋賀県環境学習センターの運営  2 施策の総合的な展開  3 協働による推進  (1) 県民・事業者・NPO・地域団体等との協働  (2) 市町との連携  (3) 環境学習関連機関・団体等との連携  (4) 国および他の都道府県との連携  4 県の率先行動</p>	<p>・環境学習センターの内容変更  ・4 県の率先行動の内容を変更</p>
第8章	計画の管理	第7章	計画の管理	計画を評価する仕組みを新たに取り入れる

# 現行 環境学習推進計画の概要イメージ図



# 改定 環境学習推進計画の概要イメージ図

